

学校施設・スポーツ施設等LED化整備事業  
仕様書

令和7年度

府中市

## 1 業務名

学校施設・スポーツ施設等LED化整備事業

## 2 目的

本市が所有する施設の照明設備を賃貸借によりLED照明器具に更新することで、消費電力の抑制及び維持管理費の削減を図ることを目的とする。

## 3 事業内容

- (1) LED照明器具及び設置に必要な付属品一式の取替作業
- (2) LED照明器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借
- (3) 賃貸借期間内の設置物の保守管理

## 4 事業期間

### (1) 契約期間

別紙施設一覧の①②はそれぞれ下記契約期間とする。

① 契約締結日から令和17年9月30日まで

(設備導入作業期間は契約締結日から令和7年9月30日まで)

② 契約締結日から令和18年3月31日まで

(設備導入作業期間は契約締結日から令和8年3月31日まで)

### (2) 賃貸借期間及び保守履行期間

① 令和7年10月1日から令和17年9月30日まで(10年間)

② 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで(10年間)

## 5 設置場所

府中市公共施設(別紙「施設一覧」参照)

## 6 交換対象数・照明器具の仕様

別紙「機器明細」及び「器具仕様書」のとおり

ただし、舞台照明・誘導灯・独立して設置されている非常灯や既に整備されているLED照明は対象外とする。

## 7 LED照明器具設置作業

(1) 賃貸借物品の調達

別紙「器具仕様書」の条件を満たすLED照明設備を調達する。

参加者は施設の運営スケジュール上、開始時期を遵守できる製品を選定すること。

(2) 賃貸借物品の設置作業

別紙「図面」、「機器明細」に記載されている既設の照明器具をLED照明に更新するものとする。ただし、「図面」や「機器明細」は参考資料であり、現地の数量通りで交換を行うこと。

独立している非常灯については対象外、誘導灯についても消防の法定点検で都度修繕をしている為対象外とする。

直管ランプについては添付の「器具仕様書」の「要求性能」に記入後、提出のうえ承認を得た機器で入札に臨むこと。

施設ごとの特記事項については「器具仕様書」のとおりとし、既にLED照明へ更新されている器具については更新を行わない。

賃貸借物品の対象である事が容易に識別出来るようにシールを貼り付けること。本市は市内業者の育成及び受注機会の確保に努めており、本市内の業者の育成に寄与するため工事については本市内に本社を置く企業を必ず活用すること。

(3) 作業中における停電等の日程調整

作業中において、停電等、施設運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程を調整し、事故、紛争等を防止すること。

(4) 撤去した照明器具の運搬及び処分

撤去した照明器具は、関係法令を遵守し適切に処分すること。

(5) 施工時の要件

建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの仕様の合理化等に関する法律、建設業等関係法令を遵守すること。

大気汚染防止法に基づく石綿含有建材に関する調査及び広島県等への報告が必要な場合は、受注者の負担で適正に実施するとともに、作業基準を遵守すること。

撤去した安定器にポリ塩化ビフェニル（PCB）が使用されていた場合は、速やかに市に報告するとともに、監督職員が別途指示する場所に安全に保管すること。

施工に当たっては、現地調査を十分に行い、必要な場合には受注者の負担において、器具の交換又は劣化したソケット（接触不良、割れ、ばね不良等）及び電線の交換を実施し、作業後、安全に使用できるよう設置すること。

交換された照明器具は受注者の負担において、必要な耐震対策を実施すること。作業

足場は受注者の負担とし、法令等に基づき、適切な設置管理を行うこと。

作業及び現地調査の日時については、別途監督職員及び施設管理者と協議の上、決定すること。

作業時の安全管理に十分配慮すること。

作業時の養生は原則シート養生とするが、必要な場合は、受注者の負担で既存施設及び什器等に毀損がないよう適切に養生すること。

体育館については作業足場が必要なことから、シートとベニヤ等を併用し、床の損傷防止に十分配慮を行うこと。

作業員の検温等の健康管理、手洗いや消毒等感染症対策を十分に行うこと。

搬出・搬入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者の承諾を得ること。

#### (6) その他

設置・撤去工事中に第三者に損害を及ぼしたとき、設置した照明の落下等により第三者に損害を及ぼしたとき、または受注者がその損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意をもって補償にあたるとともに早期解決を図らなければならない。ただし、損害のうち発注者の責によるものは発注者が負担する。

設置が完了したLED照明から使用の試行を行うこととし、賃貸借期間開始までに障害が発生した場合は、受注者にその復旧を求めるものとする。

### 8 賃貸借及び保守管理について

#### (1) 機器の保守

受注者は、LED照明機器設置後から賃貸借期間終了までの間、動産総合保険及び器具メーカー保証に加入し、以下の事項により機器に障害（点滅、不点灯、照度不足などの不具合）が発生した場合は、速やかに修繕や機器の取り換え等必要な処置を施すこととする。

- ① 機器の瑕疵
- ② 交換工事の瑕疵
- ③ 暴風雨、竜巻、落雷等
- ④ 原因不明による事故
- ⑤ その他原因が受注者に起因すると認められる場合

なお、必要な処置を施す費用については、受注者の負担とする。

#### (2) 保守体制

受注者は、障害時に迅速な対応が可能となるよう、府中市内に緊急体制を整えるものとする。受注者は、交換工事開始前に緊急時の対応体制を発注者に報告し、承認を受けることとする。

(3) 保守対応

受注者は、発注者より連絡を受けた場合、速やかに現地において状況を確認する。確認の結果、機器の交換や修繕等が必要となった場合、発注者と協議のうえ速やかに着手するものとする。

9 賃貸借契約について

(1) 契約形態

照明等のLED灯具取替作業及び保守管理を含めた包括的賃貸借契約

(2) 賃貸借期間

- ① 令和7年10月1日から令和17年9月30日まで
- ② 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

(3) 入札金額

入札金額は120ヶ月の賃貸借料（税抜）とする。

(4) 賃貸借料支払い条件

毎月末締めとし、請求書受領後30日以内に口座振り込みとする。

(5) 賃貸借料に含まれる内容

- ① LED照明器具及び設置に必要な付属品一式
- ② LED照明器具取替作業に係る費用
- ③ 既存器具の処分費用
- ④ 保守管理費（定期点検、部品交換、緊急修理、不点灯時の対応等）
- ⑤ 賃貸借金利
- ⑥ 保険料及び器具保証料

10 参加資格について

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 府中市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後に更生計画が認可された者を除く。）でない

こと。

- (4) 民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後に再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (5) 府中市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する「暴力団員等」と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 国税及び市税の滞納がない者（法人の場合は、代表者個人の市税も含む。）であること。
- (7) 過去 5 年間に於いて中国 5 県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県を指す。）で公共施設照明 LED 化リース事業の落札実績があること。

#### 11 賃貸借契約終了後の設備の取扱いについて

賃貸借期間終了後の設備一式については、所有権を市へ無償譲渡するものとする。

#### 12 その他

- (1) 賃貸借期間の開始前に、設置した個所から順次、器具の使用を認めることとする。
- (2) 本業務の実施にあたって、機器の設置工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るものとする。
- (3) 受注者は、発注者から必要に応じて資料請求があれば、速やかに資料を提出するものとする。
- (4) 受注者は、施工にあたり施設管理者と施工日時等について十分に協議を行い、機器の工事着手前に施工工程表を作成し、発注者の承認を得ることとする。
- (5) 受注者は、機器の設置工事着手前に本業務に従事する従業員及び現場責任者を報告するものとする。従業員及び現場責任者に変更があった場合も同様とする。
- (6) 既設器具撤去及び設置工事中も利用者がいるため、安全管理、現場管理には細心の注意を払い、事故が生じないように行うものとする。
- (7) 受注者は、施工完了後以下の内容を記した実績報告書を提出する。
  - ① 作業状況写真（施工前、施工中、施工後）
  - ② LED 照明賃貸借物品一覧表
  - ③ LED 照明保証書等（賃貸借期間と同一であること）
- (8) 本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議のうえ、受注者の責任において処理するものとする。その他疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえこれを定める。